

1. 大字本區 賑恤の分

十一月二十七日地主側、中五側、小作人側委員各四名は
農事組合事務所に出向し各々訪問したるも地主、小作人
の主張は甚しく懸隔ありて谷多小作の併せざるも中五側委
員の協力なる驛旅により平平及小作科二割五分減を以て
併せり。

2. 柏原部 賑恤の分

十一月二十七日夜は至哉稲佐柏原文即長を訪問し同文
部より小作人十八名を求め反省を促すと共に至哉稲佐の
事情如何等村長に訴ふる感傷的のものでなく土地返還
要求を断り稲佐村加入したる事情を聞き小作人の申立た
る今年度小作科減額を一割、其の外救助金の名義として
之を徴収力を地主側に懇諭する事を引交す小作人には至

農稲作の支那併併力を補助せしめ地主に訪問したる農登
二十八日双方の了解より併然として併せり。

